

特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく
同法の抜本的改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の2016年（平成28年）改正の際、附則において、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年（令和4年）12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。

令和4年版消費者白書によると、2021年（令和3年）の消費生活相談は85.2万件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者の相談の割合は65歳未満の割合の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売、電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。

超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう、早急な対応が必要である。

また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年（令和4年）4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ商法の被害増加が懸念される。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、これらの消費者被害に対処するため、以下の事項について特定商取引法の改正を行うよう求める。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には、勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会